様式第1号（第1面）を次のように改める。

■ **様式第2号**（第6条関係）（第1面）

様式第1号（第1面）注意12(4)ハを次のように改める。

ハ　同一の事業主の下で、船員と陸上勤務を本務とする労働者（船員でない労働者）との間の異動があった場合

様式第1号（第1面）注意16及び注意17を次のように改める。

16　15欄は、契約期間の定めについて該当するものの番号を記載し、1を記載した場合には、その契約期間とともに、契約更新の条項の有無を記載すること。

17　16欄には、3欄の者の8欄に記載した年月日現在における1週間の所定労働時間を記載すること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十二年六月三十日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に提出されているこの省令による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保則」という。）様式第二号による雇用保険被保険者資格取得届は、この省令による改正後の雇用保険法施行規則（以下「新雇保則」という。）様式第二号による雇用保険被保険者資格取得届とみなす。

3　新雇保則第六条第一項の雇用保険被保険者資格取得届は、当分の間、なお旧雇保則の相当様式によることができる。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年六月二十五日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一七―〇―九七

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表総務省の部内部局の項中「行政体制整備室長」を「行政経営支援室長」に、「コミュニティ・交流推進室長」を「人材力活性化・連携交流室長」に、「収支公開室長」を「収支公開室長　支出情報開示室長」に改める。

別表法務省の部地方更生保護委員会の項中「更生保護調査官」を「更生保護管理官」に改める。

別表文部科学省の部内部局の項中「教育財政室長」を「教育財政室長　高校修学支援室長」に、「教員研修企画官」を「学校運営支援企画官」に改め、「保障措置室長」を削り、「立地地域対策室長」を「核不拡散・保障措置室長」に改め、「地球・環境科学技術推進室長」を削り、「宇宙利用推進室長　核融合開発室長　放射性廃棄物企画室長」を「核融合開発室長　宇宙利用推進室長　核燃料サイクル室長　立地地域対策室長　放射性廃棄物企画室長　原子力国際協力室長」に、「主任体育官　スポーツ政策企画室長　国際スポーツ室長」に改める。

別表厚生労働省の部内部局の項中「国立病院課」を「政策医療課」に改め、「看護研修研究センター所長」を削り、同部国立がんセンターの項から国立長寿医療センター研究所の項まで及び国立光明寮の項から国立知的障害児施設の項までを削り、同部国立障害者リハビリテーションセンター更生訓練所の項中「更生訓練所」を「自立支援局」に、「所長」を「自立支援局長」に改め、同部国立障害者リハビリテーションセンター病院の項の前に次のように加える。

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局光明寮	寮長　課長
国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局国立保養所	所長　課長
国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局国立知的障害児施設	施設長　次長　課長